

年 月 日

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

事業者 有限会社ファーマシー・ヘルパーイワタ

契約者 _____

当事業者は介護保険の指定を受けています。
(一宮市指定 第2372200093号)

当事業所は契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

○契約者の心身の状況やご契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

○契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	6
8. 緊急時連絡先について	6
9. 事故発生時の対応について	6
10. 個人情報の保護について.....	7

11. 虐待防止について.....	7
12. 業務継続計画の策定等.....	7
13. 衛生管理等.....	8
14. ハラスメントの防止対策.....	8
15. 身体拘束等の禁止.....	8

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社ファーマシー・ヘルパーイワタ
(2) 法人所在地 一宮市赤見4丁目2番20号
(3) 電話番号 (0586) 72-4663
(4) 代表者氏名 取締役 岩田 慎
(5) 設立月日 平成11年1月28日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供すること。
(3) 事業所の名称 有限会社ファーマシー・ヘルパーイワタ
平成11年7月30日指定 一宮市第2372200093号
(4) 事業所の所在地 一宮市赤見4丁目2番20号
(5) 電話番号 (0586) 72-4663
(6) 当事業所の運営方式

1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
2. 事業の実施に当たっては、契約者の心身の状況やその環境に応じて、契約者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
3. 事業の実施に当たっては、契約者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

- (7) 開設年月 平成12年4月1日

- (8) 同一法人が運営する併設事業所

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- | | | |
|----------------|--------------|-----------------|
| [福祉用具貸与] | 平成11年7月30日指定 | 一宮市第2372200093号 |
| [介護予防福祉用具貸与] | 平成18年4月1日指定 | 一宮市第2372200093号 |
| [特定福祉用具販売] | 平成18年4月1日指定 | 一宮市第2372200093号 |
| [特定介護予防福祉用具販売] | 平成18年4月1日指定 | 一宮市第2372200093号 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 一宮市、稲沢市、江南市、岩倉市、犬山市、津島市
愛西市、名古屋市、小牧市、清須市、北名古屋市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土
受付時間	月～土 9:00～17:00 (土曜日12時)
サービス提供時間帯	月～土 9:00～17:00 (土曜日12時)

※ただし、国民の祝日並びに夏休み8月13日から8月15日と12月28日から1月5日までを休業日とします。

4. 職員の体制

当事業所では、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配量については、指定基準を遵守しています。

	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 事務所長(管理者)	1名	—	1名	介護関係全般の管理
2. 介護支援専門員	6名	—	6名	居宅サービス計画作成

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、契約者の利用料負担はありません。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

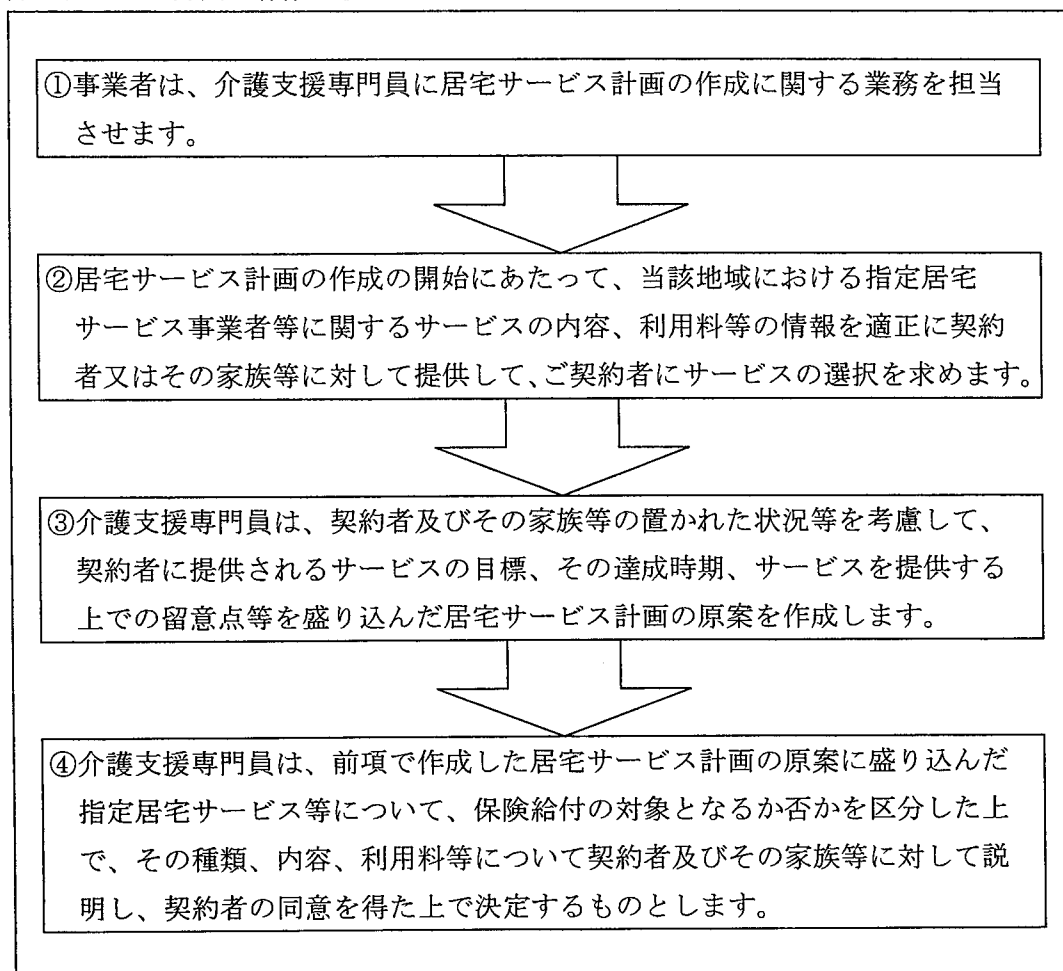
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）＊

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

契約者のご家庭を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、作成時の流れと同様に説明、同意を得た上で、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。

但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払下さい。

要介護 1～2	10,860円
要介護 3～5	14,110円

地域加算 6級地 6%	入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位
初回加算 300 単位	入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位
特定事業所加算Ⅱ 421 単位	通院時情報連携加算	50 単位

（2）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、片道おおむね10km未満500円、10km以上1,000円を徴収いたします。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日まで以下の方法でお支払い下さい。

・下記指定口座への振込（手数料は自己負担となります）

前記（2）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

③契約者よりの事業所変更申し入れについて

契約者都合により月半ばでの事業所変更は法の定めるところの費用を申し受けます。

④入院時に担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院に伝えるようにお願いします。

7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

主任ケアマネージャー 岩田美代子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

午前 9：00～午後 5：00

○電話番号（0586）72-4663

（2）行政機関その他苦情受付機関

一宮市福祉部介護保険課	所在地 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 電話番号（0586）85-7017 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
稲沢市高齢介護課	所在地 稲沢市稲府町 1 番地 電話番号（0587）32-1111 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
江南市介護保険課	所在地 江南市赤童子町大堀 90 番地 電話番号（0587）54-1111 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
愛知県国民健康保険 団体連合会	所在地 名古屋市東区泉 1 丁目 6 番 5 号 電話番号（052）971-4165 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
愛知県社会福祉協議会 福祉サービス利用支援 センター	所在地 名古屋市東区白壁 1 丁目 50 番地 電話番号（052）212-5513 FAX （052）212-5514 受付時間 午前 9 時～午後 5 時

8. 緊急時連絡先について

○通常の営業時間外は、当番者が受付を致します。

○  

9. 事故発生時の対応について

当事業所は、契約者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、契約者及びその家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故状況及び事故に際してとった処置について記録を行い、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

10. 個人情報の保護について

(1) 情報の保護および利用の制限

事業所は、業務上知り得た契約者及びその家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはございません。

ただし、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので、予めご理解ください。

(2) 個人情報の利用目的の変更

次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡いたします。

①法令に基づく場合。

②人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ることが困難であるとき。

③国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、契約者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 守秘義務の継続

この守秘義務は、契約者と事業者のご契約が終了した後も守られます。

11. 虐待防止について

事業者は、契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定し、対策を検討する委員会を定期的開催して、結果について従業者に周知徹底を図ります。 責任者：管理者 岩田美代子

(2) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者等による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 業務継続計画の策定等

(1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成しています。

(2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行っています。

(3) 感染症や災害発生時において迅速に行動できるよう訓練を実施しています。

13. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (4) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

14. ハラスメントの防止対策

事業所は、働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為※上記は、事業所職員、取引先事業者、契約者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議等により、再発防止対策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

15. 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

- 2 事業所は、身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講ずるものとします。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(有) ファーマシー・ヘルパーイワタ 管理者 岩田 美代子

説明者職名 介護支援専門員 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

契約者住所 _____

氏名 _____

私は、契約者の契約意志を確認しましたので、本人に代わり、上記署名を代行しました。

契約者の代行署名者（契約者との関係・ _____ ）

住所 _____

氏名 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。